

当会は「緊急事態措置又はまんえん防止等の影響緩和に係る月次支援金」の事前確認登録機関に認定されました。

当会の、会員(個人事業者)のみの対応とさせていただきます。予めご了承ください。

緊急事態措置又はまんえん防止等重点措置「(以下対象措置)」に伴う飲食店の休業・時短営業又は不要不急の外出・移動の自粛により、2021年4月以降の事業収入が2019年又は2020年の同月比で、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業主の方に、「対象措置の影響緩和に係る月次支援金」(個人事業者の上限は10万円)が国より支給されます。

※申請期限 4月/5月分：6月16日～8月15日

6月分：7月1日～8月31日

月次支援金では、申請を行う前に登録確認機関で事前確認を受けていただく必要があります。事前確認を受ける際には「申請ID」の提示が必要となるため、あらかじめホームページにおいて仮登録(申請ID発番)を行ってください。申請に必要な事前確認通知(番号)を対面もしくはお電話にて発行いたします。

申請を希望される方は、下記URLから「対象措置の影響緩和に係る月次支援金の詳細について」を必ずご覧いただき、内容を正しく理解したうえで申請をお願いいたします。

申請までの流れ

1. アカウントの登録(申請ID発番)

下記のホームページにアクセスし、アカウントの登録を行い、申請IDを取得します。

①下記サイトから仮登録を行ってください。

[事前確認の流れ | 事前確認 | 月次支援金 \(ichijishienkin.go.jp\)](https://ichijishienkin.go.jp)

②本人が内容を確認・理解の上、自署した「宣誓・同意書」をご準備ください。

→[m_sensei_doui.pdf \(ichijishienkin.go.jp\)](https://m_sensei_doui.pdf)

「緊急事態宣言の影響緩和に係る月次支援金の詳細について」
[getsujishien.pdf \(meti.go.jp\)](https://getsujishien.pdf) ※上記資料をご覧いただき、制度の概要や交付要件等について

てご不明な点がございましたら、下記「月次支援事務局 相談窓口」までお問合せください。

【申請者専用】

- TEL : 0120-**211**-240
- IP 電話等からのお問合せ先 : 03-6629-0479 (通話料がかかります)

【登録確認機関専用】

- TEL : 0120-**886**-140
- IP 電話等からのお問合せ先 : 03-4335-7475 (通話料がかかります)

※いずれの相談窓口も受付時間は、8時30分～19時00分(土日、祝日含む全日対応)

※携帯電話からでもフリーダイヤルにお電話していただくことができます。

※電話番号のお掛け間違いが発生しております。お問い合わせの際は、**電話番号をよくお確かめのうえ**、お掛け間違いのないようお願い申し上げます。

2. 事前確認

③小倉青色申告会の会員であれば、対面もしくはお電話で下記事項をご連絡いただき、当会が事前確認通知(番号)の発行作業を行います。

- 申請 ID (①の仮登録を行うことで発行されます)
- 電話番号(仮申請時に登録した電話番号)
- 氏名(代表者)及び生年月日(西暦)

※宣誓・同意事項等を正しく理解されているか確認させていただきます。

④当会が発行する事前確認通知(番号)は、システム入力完了後に即時発行されます。

事前確認通知は、申請者のマイページでご確認ください。

なお、事前確認にかかる時間は5分～10分程度です。

(一社)小倉青色申告会 093-511-1588

9:00～12:00・13:00～17:00 (平日のみ)

3. 申請

⑤事前確認完了後、申請ID発番時の作成されたマイページから必要事項を入力して申請を行ってください。

※申請は、電子申請のみとなっております。ご自身で申請ができない場合は、申請サポート会場にてお手続きをお願いいたします。

[| 申請サポート会場 | 月次支援金 \(ichijishienkin.go.jp\)](http://ichijishienkin.go.jp)

一時支援金又は月次支援金を受給された既に受給された方

マイページから、必要事項を入力し、**2021年**の対象月の売上台帳を

添付するだけ！ 事前確認が不要/その他の書類が不要

一時支援金を受給されていても、月次支援金を初めて申請される場合は、宣誓・

同意書も提出してください。

(注) 地方公共団体による対象月における休業・時短営業の要請に伴う「協力金」の支給対象となっている事業者は給付対象外です。